

などの違反者の仍全
人總数の二割六分五厘
に於ける普通選挙初
ではありませぬが、我
二割であつたの比
ませぬ。殊に今回の衆
一層其の意義が深い
分つて云ふ、我憲政史
又んや投票は他人の
各々のために又國家の
角各自が享有した此の
自分達のために必ず之
務を果したために決し
せぬ。

めたのでありまして、選挙区議員定数四百六十六人であり、この所謂中選挙区を採用したものは、大選挙区としても、又小選挙区としても何れも相當の利益が伴いますので其採長補短の意味からであります。

○選挙権と被選挙権に就て

(一)選挙権 年齢二十五歳以上の男子は原則として選挙権があるものとあります。但し年齢二十五歳以上の男子でも禁治産者其他法律の定めた者(法第六條七條)には選挙権を有せしむることは適當でない爲に選挙権が與へてないものとあります。

改正前の選挙法では、一定の年月同一場所に住居を有することが選挙資格の要件でありましたけれども、改正法では投票をするには選挙人名簿に登録せられた者でなければ出向の必要がなくなり、選挙人名簿に登録せらるるには名簿編製の日迄同一市町村に一年以上引き続き住居を有することが必要とあります。

(二)被選挙権 年齢三十歳以上の男子は原則として被選挙権があります。但し法律に定めた者(法第六條七條八條九條)に付ては被選挙権がないものとあります。選挙権の行使は選挙人名簿に登録せられて居ることが必要とありますが、被選挙権については選挙人名簿に登録せられて居ることを必要としません。

○投票に就て

選挙の爲に投票するには、概ね左の事項を心得て居らねばなりません。

(一)選挙権があつて且選挙人名簿に登録せられた者でなければ投票することが出来ませぬ。たとへば選挙人名簿に登録せられて居ても、實際上選挙権がなくなつた人は投票し得ません。

(二)投票所へは選挙の當日投票時間内、即ち午前七時から午後六時迄の間に行かねばなりません。

(三)投票所へは自分が行かねばなりません。

(四)投票する前に先づ選挙人名簿と對照して眞はねばなりません。

(五)投票は投票所から貰つた投票用紙に自分で議員候補者一人の氏名を書いて投票用紙に入れるのであります。議員候補者の氏名は漢字でも假名でもどちらでも書いても支障ありません。

(六)投票用紙に議員候補者でない者の氏名を書いたり、二人以上の議員候補者の氏名を書いたり、又は自分の氏名や其の他のこと(例へば候補者氏名の下に「〇」の類の文字を書いたりすると、其の投票は無効になります。不在者投票の規定に依る投票についても、投票の心得は右の通りであります。其の投票をするについては、選挙用紙と投票用紙の交付を受け、特別投票管理事務所(又は業務主任)の管理する投票記録所で投票を記載し投票用紙筒に入れて、之を特別投票管理事務所提出するのであります。向點字に依り投票せんとする人は投票所に行つたときに投票管理事務所に出でねばなりません。

右の届出に要した二千圓又は之に相當する額面の供託物は、其の議員候補者が選挙の期日前十日以内に辭したときは、又は其の議員候補者の得票数が、選挙区内の議員の定数を以て有効投票数を除して得たる数の十分の一に達しないときは之を返して貰へませぬ。

○選挙運動と其の費用に就て

従來の選挙法には、選挙運動と其の費用との取締りについて別段の規定がなかつたのであります。前に述べた様に今度の選挙法には之について全く新しい規定が出来たのであります。此の新しい取締規定は改正法の一大特色であります。同時に又最も注意せねばならぬ事柄であります。

一、候補者、運動者其他一般に

誰でも注意せねばならぬ事柄

○候補者又は運動者以外の者は演説や推選状に依るの外選挙運動をしてはならぬこと

議員候補者、選挙事務局長、選挙委員又は選挙事務局長以外の者は演説や推選状に依るの外一切選挙運動をしてはならぬこと。若し之に違反すると犯罪になります。

○注意せねばならぬことは、立候補の届出以前に於ては何人も一切選挙運動をしてはならぬことであり、演説や推選状に依る選挙運動といふものは演説をしたり演説に出したりすることであり、推選状を出したり、演説に出したりすることであり、推選状の準備をしたり、演説の準備をしたり、其の封筒を書いたりすることを含まれて居るのであります。

○候補者又は運動者以外の者は演説や推選状に依るもの外一切選挙運動の費用を支出してはならぬこと

外選挙運動の費用を支出してはならぬこと

議員候補者、選挙事務局長、選挙委員又は選挙事務局長以外の者は演説や推選状に依るの外一切選挙運動をしてはならぬこと。同時に、此の演説をしたり推選状を出したりする爲に要する費用の外は一切選挙運動の費用を支出してはならぬこと。若し之に違反すると犯罪になります。

○選挙運動の費用を支出するといふものは、選挙運動の爲に金銭や小切手等支拂つたものは勿論、家賃や、汽車、汽船等の乗車料、飲食物其の他諸種の物品を運搬するの爲に使用したり、費用したり、又は之が爲に財産上の義務を負ふたりすることであり、其の金銭や、物品が自分のものであると、他人のものであると其の點に區別はないのであります。

○選挙事務局長以外の者は選挙委員や選挙事務局長を選任してはならぬこと

選挙事務局長、選挙事務局長以外の者は選挙委員や選挙事務局長を選任してはならぬこと。選挙事務局長以外者は選挙委員や選挙事務局長を選任してはならぬこと。選挙事務局長以外者は選挙委員や選挙事務局長を選任してはならぬこと。

○選挙事務局長以外の者は選挙事務局長を選任してはならぬこと

選挙事務局長以外者は選挙事務局長を選任してはならぬこと。選挙事務局長以外者は選挙事務局長を選任してはならぬこと。

○選挙事務局長以外の者は選挙事務局長を選任してはならぬこと

選挙事務局長以外者は選挙事務局長を選任してはならぬこと。選挙事務局長以外者は選挙事務局長を選任してはならぬこと。

昭和三年

